

令和4年度 生徒募集要項



埼玉県立熊谷高等学校 定時制課程

所在地 埼玉県熊谷市大原1丁目9番1号

電話 048-521-0050

FAX 048-520-1057

URL <http://www.kumagaya-h.spec.ed.jp>

◇ 一般募集

1 募集学科及び募集人員

普通科 男女共学 40名

2 出願資格

次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和4年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和4年度進級予定者は出願できない。

- (1) 令和4年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- (4) 県内に住所又は勤務地を有することが確実な者

3 出願手続

(1) 出願書類

志願者は、下記のア、イ及びウを一括して本校校長に提出すること。

ア 入学願書（様式5）、受検票（様式5-2）

イ 入学選考手数料

入学選考手数料として、「入学願書」の所定の位置に埼玉県収入証紙950円を貼って、消印しないで提出すること。なお、一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書（様式1）

災害等やむを得ない理由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 学習の記録等学年内評価分布表（様式3）及び学習の記録等一覧表（様式4）

本校の全日制の課程及び定時制の課程のそれぞれの課程に志願者がある場合は、出身中学校長は両課程に1部ずつ提出する。**過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。**

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 自己申告書

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」（様式6）を、在学中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出すること。

「入学願書」（様式5）の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。

(3) 出願書類の提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。ただし、中学校がまとめて持参、志願者が郵送・持参によって提出することもできる。

ア 中学校がまとめて郵送又は志願者が郵送する場合は、2月10日（木）を配達指定日とすること。「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。指定日以外は受付しない。

イ 中学校がまとめて出願書類を持参する場合の提出期間及び受付時間は下記のとおりとする。

令和4年2月10日（木）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
--------------	-----------------------------

ウ 志願者が出願書類を持参する場合の提出期間及び受付時間は下記のとおりとする。

令和4年2月14日（月）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
令和4年2月15日（火）	午前9時から正午まで

4 併願

- (1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に「入学願書」を提出することはできない。
- (2) 本校における全日制の課程と定時制の課程の双方に「入学願書」を提出することはできない。

5 志願先変更

- (1) 志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

令和4年2月17日（木）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
令和4年2月18日（金）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

- (2) 志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」（様式8）及び受検票を、先に出願した高等学校長に提出し、「志願先変更証明書」（様式9）の交付を受けた後、新たに持参により出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続を完了させること。なお、志願先変更の手続は、郵送によることはできない。
- (3) 同一課程において県立高等学校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて入学選考手数料を納入する必要はない。定時制の課程から全日制の課程に志願先を変更する場合は、入学願書の所定の位置に**不足分の額の埼玉県収入証紙**を貼って、消印しないで提出すること。県立高等学校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から県立高等学校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続により納入すること。

6 志願取消

志願を取り消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」（様式10）及び受検票を速やかに本校校長に持参により提出すること。

7 学力検査

- (1) 志願者は、令和4年2月24日（木）に行われる学力検査を受検しなければならない。学力検査会場は、本校とする。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。なお、追検査を受検する場合は「**9 追検査**」による。

- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (4) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休	10:35～ 11:25 (50分)	休	11:45～ 12:35 (50分)	昼 食	13:30～ 14:20 (50分)	休	14:40～ 15:30 (50分)
教科 等	一 般 諸 注 意	国 語	憩	数 学	憩	社 会		理 科	憩	英 語

- (5) 新型コロナウイルス感染症に関する対応は「**11 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の学力検査受検等の扱い**」に記載する。

8 面接

- (1) 入学志願者に対して面接を実施する。
- (2) 令和4年2月25日（金）に実施する。開始時刻は、原則として午前9時とする。ただし、「追検査受検願」（様式16）を提出した志願者は、受検できない。
- (3) 急病その他やむを得ない事情により面接を受けられないときは、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関する面接の扱いは「**11 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の学力検査受検等の扱い**」に記載する。

9 追検査

- (1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和4年3月7日（月）に実施する追検査を受検することができる。ただし、令和4年2月25日（金）に実施する面接を受検した志願者は、追検査を受検できない。
- ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者
イ 一部受検者※1
- (2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」（様式16）を令和4年2月25日（金）正午までに本校校長に提出する。
- (3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」（様式17）及び、「追検査受検者個人カード（様式A）」を交付する。志願者は、追検査当日に必要な事項を記入の上、持参すること。
- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (5) 「追検査受検願」（様式16）を提出した志願者に対しては、令和4年2月25日（金）の面接を実施しない。また、追検査においても面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜又は定時制の課程における特別募集においては、令和4年3月7日（月）に面接を実施する。
- (6) 追検査の会場は、本校とする。また、追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。

※1 一部受検者とは、学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の教科とする。

10 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所・方法

	ウェブによる発表	掲示による発表	追検査受検者
日時	令和4年3月4日（金） 午前9時	令和4年3月4日（金） 午前10時	令和4年3月9日（水） 午前9時
場所	URL等は別途定める。	本校	電話による発表とする。
方法	受検番号を発表する。 本校校長は、受検票を確認し選抜結果通知書を入学許可候補者に交付する。		「追検査受検者個人カード（様式A）」に記載された電話番号に本校から連絡する。

(2) 資料等受領

ア 入学許可候補者は、令和4年3月4日（金）に、受検票を持参し、本校において本校校長から交付書類を受け取ること。

イ 追検査を受検した入学許可候補者は、令和4年3月9日（水）に、受検票を持参し、本校において本校校長から交付書類を受け取ること。

(3) ウェブによる発表では、アクセスの集中等の理由により、一時的につながりにくい場合がある。このときは、時間を置いて再度アクセスすること。

(4) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。

11 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の学力検査受検等の扱い

(1) 次のア又はイに該当する志願者は、学力検査・実技検査・面接を受検することができない。ただし、一定の条件を満たす濃厚接触者^{※2}は、学力検査のみ受検できる。なお、学力検査を受検できなかった志願者は、追検査を受検することができる。

ア 保健所から、新型コロナウイルス感染症に関して健康観察や外出自粛を要請されている志願者（次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう。）

(ア) 新型コロナウイルス感染症の陽性者

(イ) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者（一定の条件を満たす濃厚接触者は除く。）

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の初期スクリーニング（自治体によるPCR検査等）を受けているものの、学力検査当日までに検査結果が出ていない者

(エ) 濃厚接触者を判定するために保健所から外出自粛を要請されている者

イ 検査当日に「健康状態チェックリスト(様式B)」により、志願者自身が体調確認を行い、A欄で1項目以上、又は、B欄で2項目以上該当する志願者

(2) 一定の条件を満たす濃厚接触者が学力検査を受検する場合は、速やかに本校校長へ連絡するとともに、令和4年2月22日（火）までに「濃厚接触者による学力検査受検願（様式C）」を本校に提出すること。

(3) 追検査当日に、(1)のアに該当する志願者は、追検査を受検することができない。ただし、一定の条件を満たす濃厚接触者は、追検査を受検できる。なお、一定の条件を満たす濃厚接触者のうち、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜又は定時制の課程における特別募集の志願者には、面接は実施しない。

※2 一定の条件を満たす濃厚接触者とは、次の(ア)、(イ)、(ウ)の全てを満たす志願者のことをいう。

(ア) 当日も無症状である。

(イ) 初期スクリーニングの結果、陰性である。

(ウ) 検査当日、公共交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くことができる。